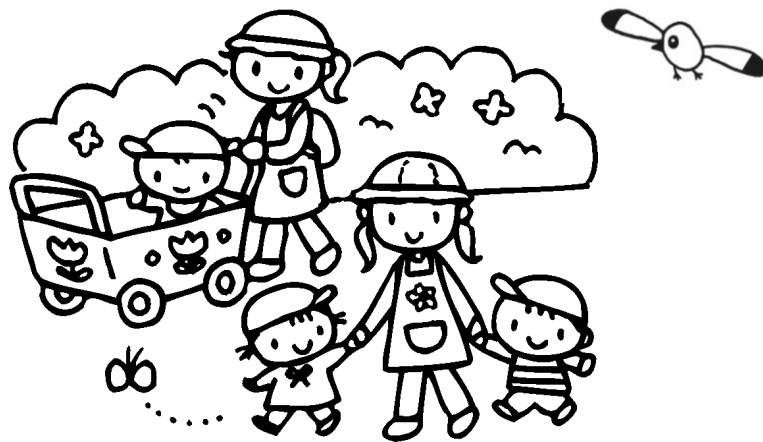


# 令和4年度

## 保育所等(2号・3号) 利用案内



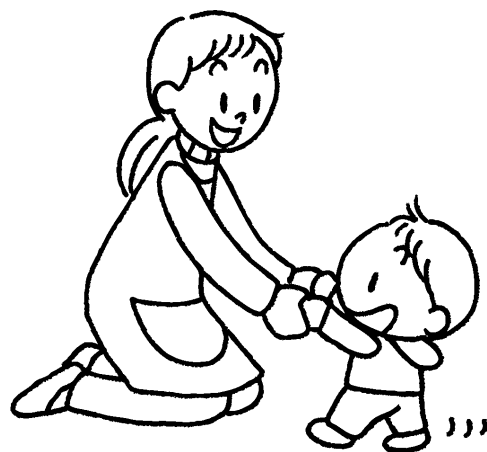
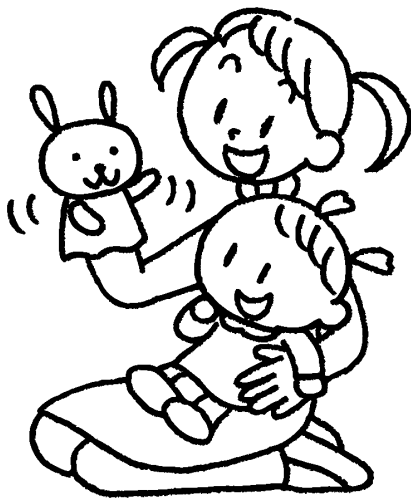
〈お申込み・お問い合わせ先〉

保健福祉センター名	係名・電話番号	担当する保育所等
平地区 保健福祉センター	福祉介護係 22-7457	平地区の保育所等および小島保育園・若葉台保育園
小名浜地区 保健福祉センター	福祉介護係 54-2111 (内) 5175	小名浜地区の保育所等
勿来・田人地区 保健福祉センター	福祉介護係 63-2111 (内) 5375	勿来地区・田人地区の保育所等
常磐・遠野地区 保健福祉センター	福祉介護係 43-2111 (内) 5575	常磐地区・遠野地区の保育所等 (若葉台保育園を除く)
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	福祉介護係 27-8691	内郷地区・好間地区・三和地区の保育所等 (小島保育園を除く)
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	福祉係 32-2114	四倉地区・久之浜大久地区の保育所等
小川・川前地区 保健福祉センター	福祉係 83-1329	小川地区の保育所等

## 【目次】

1. 保育所等とは \_\_\_\_\_ P1
2. 保育（2・3号）認定の要件 \_\_\_\_\_ P1
3. 利用開始時期と申込期間 \_\_\_\_\_ P2
4. 利用申込みに必要な書類 \_\_\_\_\_ P2～3
5. 利用申込みから決定までの基本的な流れ \_\_\_\_\_ P3～4
6. 保育料（利用者負担額）について \_\_\_\_\_ P4～6
7. 給食（副食費等）について \_\_\_\_\_ P6～7
8. 令和4年度 保育所等一覧 \_\_\_\_\_ P8～10
9. 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申請書」記入例 P11～12

※ P7の代わりに「令和4年度 年齢等早見表」を掲載していますので、ご参照ください。



## 1. 保育所等とは

この利用案内における保育所等とは、「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業）」のことで、

また、これらの施設を利用するためには、児童ごとに、子どものための教育・保育給付認定における“保育（2・3号）認定”を受ける必要がありますが、この認定を受けることができる方（保育所等を利用できる方）は、次の要件に該当する方に限られます。（認定こども園の場合、3歳以上であれば、保育認定の要件に該当しない場合でも1号認定として利用が可能）

## 2. 保育（2・3号）認定の要件

児童のすべての保護者が次のいずれかの事由に該当している必要があります。

保育が必要な事由	具体的な状況	認定期間
就労	就労を常態としている場合（1か月当たりの就労時間が48時間以上に限る）	事由が継続している間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	産前及び産後の2か月程度
疾病・障がい	病気や怪我、または心身に障がいを有する場合	事由が継続している間
介護・看護	同居等の親族を常時介護または看護している場合	
求職活動等	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	3か月程度
就学	学校教育法に定める学校等に在学している場合	事由が継続している間
その他	被災した自宅の復旧にあたっている場合、育休中に育休の対象ではない児童の保育を希望する場合（父母のどちらかに限る）、児童に障がいがあり統合保育を希望している場合など	

※ 認定後に、これらの事由が変更となった場合は変更申請書の提出が必要です。

また、認定後に、これらの事由が消滅した場合、保育所等は原則、退所（園）になります。

なお、子ども・子育て支援法に基づき、毎年度、事由継続の有無を確認させていただきます。

【子どものための教育・保育給付認定の区分と利用可能な施設との関係】

児童の年齢 (4.1 現在)	認定区分	認定の要件	利用できる施設			
			幼稚園（※）	保育所	認定こども園	地域型保育事業
満3歳以上	1号認定	2号以外	○	—	○	—
	2号認定	上記の事由に	—	○	○	—
満3歳未満	3号認定	該当	—	○	○	○

※ 幼稚園には、「施設等利用給付認定（保育料無償化の認定）」が必要となる園もあります。

### 3. 利用開始時期と申込期間

利用開始時期は、原則として月の初日からとなります。

また、利用申込みの期間は次のとおりです。

利用開始時期	申込期間
4月初日から	前年10月中（詳しくは市のホームページ等をご確認ください）
4月以外の初日から	利用開始希望月の2か月前から前月の5日まで （5日が土、日、祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）

### 4. 利用申込みに必要な書類

利用申込みに、次の①～③の書類すべてが必要になります。

なお、申請内容に虚偽があった場合、子どものための教育・保育給付認定や保育所等の利用決定を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申請書」（以下、申請書）  
申請児童1名につき1枚です。（P11～12の記入例をご参照ください）
- ② 保育が必要な事由を証明する書類

すべての保護者の分が必要です。また、児童2名以上の申請の場合、証明書類は1名分で結構です。

保育が必要な事由	証明書類
就労	「就労証明書（市指定様式）」 ※ お勤めの方は、勤務先が記入したものに限りませす。 また、自営業の場合は自署でかまいませんが、就労証明書以外に確定申告書や営業許可証、開業届などの写しが必要です。
妊娠・出産	「親子健康手帳」もしくは「診断書」の写し ※ どちらも、出産日もしくは出産予定日が確認できるものに限りませす。 また、親子健康手帳の場合は表紙の写しも提出してください。
疾病・障がい	「診断書」や「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」などの写し ※ 診断書は、申請書の裏面に記載した内容が確認できるものに限りませす。
介護・看護	「介護状況届出書（市指定様式）」「（介護又は看護を受ける方の）診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳」などの写し ※ 介護状況届出書は、申請者（保護者）の方が記入してください。 また、診断書は、申請書の裏面に記載した内容が確認できるものに限りませす。
求職活動等	「求職活動等申立書（市指定様式）」「ハローワーク受付票や雇用保険受給資格者証などの写し」
就学	「在学証明書」「学生証などの写し」 ※ 在学証明書は、在学期間が確認できるものに限りませす。
その他	育休中である場合は上記「就労証明書」を提出してください。 また、その他は担当の保健福祉センターへお問い合わせください。

この他、世帯の状況により次の書類を提出してください。

- ひとり親世帯の方・・・児童の健康保険証の写し
- 同居者に障がい者（申請児童も含む）がいる方・・・障がい者手帳や特別児童扶養手当証書等の写し

### ③ 個人番号（マイナンバー）確認書類等

規定により、申請書に個人番号を記載された方全員の個人番号を確認する必要がありますので、次のいずれかの書類をお持ちください。（個人番号通知書は確認書類として利用できません）

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード（カードに記載された氏名、住所が住民票と一致している場合のみ有効）
- ・ 個人番号が記載された住民票の写し

この他、申請書類をお持ちになった方の身分証（運転免許証など）が必要となります。

## 5. 利用申込みから決定までの基本的な流れ

① 必要書類を、第1希望の保育所等を所管する保健福祉センターへ提出。

※ 4月からの利用に係る申込みの場合は、各地区で設定する受付会場にて必要書類を提出。

② 保育の必要性和希望する施設の順番に応じて利用調整

③ 利用調整結果（利用決定等）のお知らせ

### 【重要】利用申込みにあたっての留意事項（必ずお読みください）

◎ 申込みにあたっては、P8～10の保育所等一覧や、市HPに掲載している各保育所等の空き状況（令和4年4月時点の空き状況は令和3年9月下旬掲載予定）をご参照ください。

◎ 申請書の希望施設欄には、真に利用する意思のある保育所等を記入してください。

◎ 希望する保育所等については、事前に見学等を行ってください。（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により困難な場合は、保育所等の概要を確認の上、申し込んでください。）

◎ 児童への特別な支援（保育士の加配等）を希望される方は、各地区の保健福祉センターへお早めにご相談ください。

◎ 利用申込みの書類提出後（保育所等の利用開始後は変更申請書の提出が必要になる場合があります）に次のような状況の変化があった場合は、担当の保健福祉センターへ必ずご連絡ください。

ア 保育（2・3号）認定の要件が変更（※）もしくは消滅したとき

※ 就労先の変更等を含む

イ 連絡先（住所や電話番号）が変わったとき

ウ 結婚や離婚などで世帯状況が変わったとき

エ 生活保護が開始、または廃止になったとき

◎ 利用調整の結果は、決定等の内容に応じて次のとおりお知らせします。

調整結果	利用可能施設	お知らせするところ
利用可能	保育所（市立及び私立）	利用可能施設を所管する保健福祉センターから
	認定こども園、地域型保育事業	利用可能施設から
落選	—	第1希望の施設を所管する保健福祉センターから

◎ 利用調整の結果をお知らせする時期の目安は次のとおりですが、申込みの件数によって異なることがあります。

利用開始時期	利用調整結果をお知らせする時期（目安）
4月初日から	利用開始年の1月上旬頃
4月以外の初日から	利用開始月の前月25日頃

◎ 決定等となった施設をキャンセルした場合、利用調整のやり直しは行いません。

また、再度お申込みをされる場合、キャンセルした申込みの利用開始月の翌月以降を利用開始時期としてお申し込みください。

例：4月1日からを利用開始月とした申込みをキャンセルした場合

→ 5月以降の月の初日を利用開始日として、それぞれの月の申込期間に応じて申込み

## 6. 保育料（利用者負担額）について

保育認定児童のうち、3歳以上の児童に係る保育料は無料ですが、3歳未満の児童に係る保育料については、保護者（両親）の市町村民税額に応じて次の金額をご負担いただきます。

※ 児童の年齢は4月1日現在

なお、各施設が定めている教材費や行事費、通園送迎費などの費用の有無や金額等については、各施設にご確認ください。

### 〈3歳未満（4月1日現在）の保育認定児童に係る月額保育料〉

令和3年9月1日現在

世帯の階層区分		標準時間	短時間
生活保護世帯	A	0円	0円
市町村民税非課税	B	0円	0円
市町村民税均等割のみ課税	C	11,000円	10,500円
市町村民税所得割課税額	48,600円未満	D1	14,000円
	48,600円以上 65,000円未満	D2	21,000円
	65,000円以上 75,000円未満	D3	23,000円
	75,000円以上 85,000円未満	D4	25,000円
	85,000円以上 122,000円未満	D5	28,000円
	122,000円以上 131,000円未満	D6	33,000円
	131,000円以上 168,000円未満	D7	37,000円
	168,000円以上 213,000円未満	D8	42,000円
	213,000円以上 220,000円未満	D9	47,000円
	220,000円以上 353,000円未満	D10	54,000円
	353,000円以上	D11	57,000円



### ① 保育料算定の考え方

保育料は、保護者（両親）の市町村民税額により決定しますが、ひとり親家庭で、家計の中心となる方が同居の祖父母等である場合は、その方の市町村民税額により保育料を決定します。

また、未申告等により市町村民税額が確認出来ない場合、保育料が最高額となることがありますので、ご注意ください。

なお、保育料を算定する市町村民税額の課税時期は次のとおりです。

- ・ 4月から8月までの保育料 → 前年度の課税額により決定
- ・ 9月から3月までの保育料 → 当該年度の課税額により決定

### ② 保育料の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
保育所（市立及び私立）	いわき市	毎月 25 日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日） ※ 原則、口座振替をお願いしています。
認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設にお問い合わせください

### ③ 保育料の軽減措置

#### ア. ひとり親世帯等の保育料

市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯や障がい者（※）のいる世帯の月額保育料

(1) 生計を一にする子どもが2名以上いる場合で、3歳未満（4月1日現在）の保育認定児童が2人目以降となる場合 …… 0円

(2) 3歳未満（4月1日現在）の保育認定児童が1人目となる場合

世帯の階層区分			標準時間	短時間
市町村民税均等割のみ課税		C	5,000 円	4,750 円
市町村民税 所得割課税額	48,600 円未満	D 1	6,500 円	6,250 円
	48,600 円以上 77,101 円未満	D 2～4	9,000 円	9,000 円

※ 障がい者とは、次の a～e のいずれかに該当する場合です。

- a 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯
- b 国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者のいる世帯
- c 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 1 項に規定する障がい児のいる世帯
- d 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯
- e 福島県療育手帳制度要綱第 3 に規定する療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

イ. 多子世帯の保育料（上記アに該当する児童を除く）

- (1) 市町村民税額 57,700 円未満の世帯に生計を一にする子どもが2人以上いる場合で、3歳未満（4月1日現在）の保育認定児童が2人目以降となる場合・・・2人目は半額、3人目は無料
- (2) 市町村民税額 57,700 円以上の世帯に生計を一にする子どもが、保育所など（※）を同時に2人以上利用している場合で、3歳未満（4月1日現在）の保育認定児童が保育所等を同時に利用している児童の最年長児から数えて2人目以降となる場合・・・2人目は半額、3人目は無料
- ※ 保育所など＝保育所（認可外は除く）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校  
幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援
- (3) D2から D11 までの階層に該当する世帯のうち、現に扶養している 18 歳未満の子どもが3人以上いる場合で、3歳未満（4月1日現在）の保育認定児童が3人目以降となる場合は、該当する階層の金額（2人目半額に該当する場合は半額後の金額）から下表の金額を軽減。

世帯の階層区分	軽減額
D2階層～D5階層	1/2の額を軽減
D6階層～D11階層	次の計算式によるいずれか高い額を軽減 a) 当該階層に対応する額に1/4を乗じた額 b) 当該世帯がD5階層に属する世帯とみなしそれに対応する額に1/2を乗じた額

④ その他（保育料に関する注意事項）

- ◎ 保育所等の利用開始後に市町村民税額が修正申告等により変更となった場合、利用開始時にさかのぼって保育料を変更し、過不足額の調整を行うことがあります。  
また、市町村が行う市町村民税額の調査により、保育料が変更となることもあります。
- ◎ **離婚や再婚などにより家庭状況に変化があった場合、変更申請書の提出が必要になりますので、利用施設を所管する保健福祉センターへ必ずご連絡ください。**
- ◎ 住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合、控除前の課税額で保育料を算定します。
- ◎ 保育料の算定にあたって、「年少扶養控除のみなし適用」は行いません。

## 7. 給食（副食費等）について

保育所等における保育認定児童の給食（主食及び副食）に係る取扱いについては、次のとおりです。

年齢 (4.1 現在)	区分	主食 (ごはんやパンなど)	副食 (おかずや牛乳、おやつなど)
3歳以上児	提供	保護者負担（費用を徴収して保育所等で提供する施設もあります）	保育所等で提供
	費用		施設（設置者）が設定した金額を徴収
3歳未満児	提供	保育所等で提供	
	費用	保育料に含まれる	

なお、1号（教育）認定に係る給食の取扱いについては、その提供の有無や金額が施設によって異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。



① 3歳以上（4月1日現在）の保育認定児童に係る副食費の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
市立保育所	いわき市	毎月 25 日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日） ※ 原則、口座振替をお願いしています。
私立保育所、認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設にお問い合わせください

② 副食費の免除対象者

1号認定児童及び3歳以上（4月1日現在）の保育認定児童（※）に係る副食費の免除対象者等の取扱いは次のとおりです。

※ 3歳以上（4月1日現在）の保育認定児童は、以下「2号認定」と記載。

認定区分	市民税所得割課税額	第1子、第2子	第3子以降
1号認定	77,101 円未満	免除	
	77,101 円以上	副食費あり	免除
2号認定	57,700 円未満	免除	
	57,700 円以上	副食費あり	免除

※1 「ひとり親家庭」及び「障がい者のいる家庭」における2号認定児童の場合は、1号認定の欄に記載されている市民税所得割課税額等の考え方が適用されます。

※2 第3子等の数え方は次のとおりです。

1号認定・・・小学3年生以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。

2号認定・・・小学校就学前以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。

※3 未申告等により市町村民税額が確認できない場合、市町村民税所得割課税額による免除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

（参考）令和4年度 年齢等早見表

年齢 (※)	生年月日	
	和暦	西暦
0歳	令和3年4月2日～	2021年4月2日～
1歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日	2020年4月2日～2021年4月1日
2歳	平成31年4月2日～令和2年4月1日	2019年4月2日～2020年4月1日
3歳	平成30年4月2日～平成31年4月1日	2018年4月2日～2019年4月1日
4歳	平成29年4月2日～平成30年4月1日	2017年4月2日～2018年4月1日
5歳	平成28年4月2日～平成29年4月1日	2016年4月2日～2017年4月1日

※ 令和4年4月1日現在の年齢

令和4年度 保育所等一覧

【注意！】申請書の施設ナンバー欄には、以下の施設No.を必ず記載してください。

	地区名	施設No.	保育所等名	所在地	電話番号	定員
市立 保 育 所	平	01	白土保育所	平字愛谷町一丁目4番地の1	22-6608	160
		02	あさひ保育園	平中神谷字北鳥沼 34 番地	34-2052	60
		03	豊間保育園	平薄磯字南作 62 番地	39-3101	50
		04	高久・夏井保育園	平荒田目字高原 44 番地	34-2375	70
	小名浜	05	永崎保育所	永崎字川畑 217 番地の1	55-7244	80
		06	古湊保育所	小名浜字田ノ入 80 番地の1	92-3356	120
		07	本町保育所	小名浜字蛭川新川間 35 番地	92-3355	180
		08	渚保育所	小名浜字中原 2 番地の 23	92-3901	70
		09	鹿島保育所	鹿島町久保字山崎 4 番地	58-2637	75
		10	滝尻保育所	泉町滝尻字高見坪 21 番地の1	56-6232	80
		11	下川保育所	泉町下川字前ノ原 74 番地	56-6214	50
		12	泉保育所	泉町三丁目 2 番地の 7	56-6213	110
		13	玉露保育所	泉玉露三丁目 13 番地の 5	96-6067	65
		14	渡辺保育所	渡辺町田部字岸 8 番地	96-6044	60
	勿来 田人	15	錦保育所	錦町作鞍 4 番地	62-3053	100
		16	窪田保育所	勿来町窪田馬場 43 番地の1	64-7259	70
		17	菊田保育所	山田町東川原 13 番地	62-3052	70
		18	山田保育所	山田町堀ノ内 104 番地の 3	62-3054	60
		19	田人保育所	田人町黒田字一ノ倉 49 番地の1	69-2301	60
	常磐 遠野	20	常磐第一保育園	常磐湯本町栄田 71 番地の1	42-3097	50
		21	常磐第二保育園	常磐湯本町山ノ神 20 番地の1	42-3243	80
		22	遠野保育所	遠野町上遠野字白幡 106 番地の 2	89-2525	70
	内郷 好間 三和	23	宮保育所	内郷宮町金坂 152 番地の1	26-3634	80
		24	綴保育所	内郷綴町町之内 36 番地の1	26-2530	120
		25	高坂保育所	内郷高坂町一丁目 75 番地の 2	26-2928	70
		26	御厩保育所	内郷御厩町下宿 99 番地の1	26-2004	55
		27	三阪保育所	三和町中三坂字四座 48 番地	85-2029	50
		28	三和保育所	三和町渡戸字宿頭 118 番地の 6	87-2001	60
	四倉 久之浜大久	29	四倉保育所	四倉町字五丁目 8 番地の 8	32-2117	100
		30	久之浜保育所	大久町小久字連郷 89 番地の1	82-2540	60
	小川	31	小川保育所	小川町高萩字下川原 127 番地の1	83-0404	80

	地区名	施設No.	保育所等名	所在地	電話番号	定員
私立 保 育 所	平	32	たかつき保育所	平字六人町 26 番地の 30	25-4765	60
		33	むつみ保育所	平字東町 14 番地の 1	21-1682	90
		34	かべや保育園	平中神谷字寺前 28 番地	34-3033	120
		35	螢保育園	平山崎字熊ノ宮 42 番地の 1	34-7654	140
		36	来迎保育園	平下神谷字宿 38 番地	34-7717	140
		37	中央台保育園	中央台飯野一丁目 25 番地の 1	28-1171	280
		38	若葉台保育園	若葉台一丁目 24 番地の 3	29-6071	90
		39	小島保育園	内郷小島町作田 3 番地	26-3724	110
		40	梅香保育園	平字梅香町 3 番地の 8	23-4097	130
	小名浜	41	いわき・さくらんぼ保育園	鹿島町下蔵持字沢目 20 番地の 1	58-5616	110
		42	愛宕保育園	小名浜字鳥居北 55 番地の 3	92-2727	140
	勿来 田人	43	東田保育園	東田町一丁目 27 番地の 6	62-2989	120
		44	大倉保育園	錦町中迎二丁目 5 番地の 1	62-4306	120
		45	みそら保育園	勿来町酒井北ノ内 4 番地	65-7442	70
		46	金山保育園	金山町朝日台 9 番地の 2	63-9648	120
		47	植田保育園	佐糠町一丁目 4 番地の 1	62-3051	110
	常磐 遠野	48	船尾保育園	常磐下船尾町村山 5 番地の 1	44-6027	120
		49	さかえ保育園	常磐上湯長谷町扇田 74 番地	44-2875	360
		50	まことアソカ保育園	常磐湯本町宝海 133 番地の 7	44-2551	30
	内郷 好間 三和	51	白水のぞみ保育園	内郷白水町入山 10 番地の 18	26-1002	50
52		さくら保育園	好間町下好間字沼田 112 番地	36-5456	120	
53		好間保育園	好間町上好間字馬場前 19 番地の 3	36-2342	90	
四倉久之浜大久	54	三宝保育園	四倉町下仁井田字北迫切 19 番地	32-3915	120	
認定 こ ど も 園	平	55	認定こども園りんごの木	平谷川瀬二丁目 15 番地の 15	25-4024	73
		56	九品寺こども園	平字九品寺前 3 番地の 2	22-1641	225
		57	平幼稚園	明治団地 80 番地の 5	23-5375	90
		58	神谷こども園	平中神谷字南鳥沼 26 番地	34-2981	136
		59	さとがおかキンダーガーデン	郷ヶ丘三丁目 18 番地の 3	28-2777	116
		60	はと保育園	平赤井字田中 43 番地	23-8210	150
	小名浜	61	あそびの森こども園	鹿島町船戸字堤 7 番地	58-3404	250
		62	わかぎ幼稚園	小名浜字下明神町 33 番地の 1	92-3807	132
		63	かしま幼稚園	鹿島町走熊字渡折 19 番地の 1	29-3303	198
		64	泉幼稚園	泉町四丁目 5 番地の 3	56-6420	273

	地区名	施設No.	保育所等名	所在地	電話番号	定員
認定 こども園	勿来 田人	65	錦星こども園	錦町花ノ井 18 番地	88-1189	237
		66	なこそ幼稚園	勿来町窪田伊賀屋敷 58 番地の 2	64-7458	273
		67	リズムの丘こども園	勿来町関田北作 115 番地	64-7429	101
	常磐遠野	68	松の実こども園	常磐松久須根町内田 1 番地の 1	29-2255	219
	内郷好間三和	69	寿幼稚園	好間町北好間字塊坪 10 番地の 3	36-2811	115
	四倉久之浜大久	70	久之浜こども園	大久町小久字連郷 15 番地の 1	82-3127	99
地域 型 保 育 事 業	平	71	子供の部屋保育園	平字愛谷町二丁目 7 番地の 7	23-3731	19
		72	ひなた保育園	平字尼子町 2 番地の 9	25-5699	15
		73	くほんじひらくほ保育園	平中平窪字杉内 27 番地の 2	24-0211	19
		74	はなまる保育園	平上荒川字林作 203 番地の 1	85-5870	10
		75	中央台東保育園	中央台高久二丁目 21 番地	88-7817	19
	小名浜	76	パライソエンジェル保育園	鹿島町久保字於振 2 番地の 6	84-8318	19
		77	ベビーハウスわたなべ	鹿島町船戸字林下 16 番地の 12	58-5197	5
		78	くるみ保育園	小名浜岡小名字広畑 55 番地の 3	52-0505	19
		79	アカシヤ保育園	小名浜大原小滝町 19 番地の 7	51-6103	19
		80	もえぎ保育園	泉もえぎ台三丁目 3 番地の 13	68-8357	19
		81	たねまき第二保育園	小名浜諏訪町 5 番地の 16	090-6229-3715	17
	勿来田人	82	子供の部屋第二保育園	植田町西荒田 20 番地の 1	85-0031	19
	常磐 遠野	83	ゆしまや保育園	常磐松が台 102 番地	81-2525	90
		84	たねまき保育園	常磐上湯長谷町五反田 56 番地の 26	080-5558-3715	10
内郷好間三和	85	もえぎの森保育園	内郷綴町榎下 63 番地の 1	85-5680	12	
小川	86	芽ぶきの原保育園	小川町上小川字後原 84 番地	83-1284	5	

※1 お申込みにあたっては、各保育所等の空き状況を必ずご確認ください。

※ **令和4年4月時点の空き状況は、令和3年9月下旬に市HPへ掲載する予定です。**

※2 No.1、6、7、12、15以外の公立保育所における土曜日は、午前中のみの保育となります。

※3 高久保育園は、令和3年4月から令和5年3月まで（予定）の間、夏井保育所（No.4）で合同保育を行っています。また、令和5年4月からは、高久保育園新園舎（平下高久字清水1番地の4）での保育を予定しています。（平荒田目字高原44番地の高久・夏井保育園は廃止）

※4 No.4、9、11、13、16～20、22、23、25～28、30、31、63、69は、乳児（0歳児）保育を行っていません。

※5 認定こども園の定員には、1号認定の定員も含めて記載しています。

※6 No.74、76、83は施設設置者の従業員の子どもと、それ以外の子どもが利用できる施設（事業所内保育）であり、定員には、従業員の子どもに係る定員も含めて記載しています。

※7 各保育所等の概要は、「令和3年度 保育所・幼稚園等ガイドブック」（市HPに掲載  
<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1627984475158/index.html>）の  
「施設別情報」をご参照ください。

QRコードはこちら ⇒







申請児童の祖父母の状況	区分	氏名	生年月日 (和暦)	勤務先 ※就学している場合は必ず記載	児童世帯との生計	居住地	障害者手帳	
	父方	祖父	「死別」や「離別」されている方は記載不要です			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 隣地等 <input type="checkbox"/> 同一敷地 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有
		祖母	子育 うみ	S35.8.8		<input checked="" type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 別	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 隣地等 <input type="checkbox"/> 同一敷地 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有
	母方	祖父	磐城 やま	S39.7.7	×××商事	<input type="checkbox"/> 同一 <input checked="" type="checkbox"/> 別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 隣地等 <input checked="" type="checkbox"/> 同一敷地 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有
祖母					<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 隣地等 <input type="checkbox"/> 同一敷地 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有	

保育が必要な事由によっては、希望通りの時間区分にならない場合があります。

以下は、2・3号のみ記載

希望する施設利用時間(保育必要量)区分	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(1日11時間まで)	<input type="checkbox"/> 保育短時間(1日8時間まで)
---------------------	--	---

		保護者の状況(施設の利用開始時点の状況)	
保護者の続柄		<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )
保育が必要な理由		<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他( )
具体的な状況	就労	雇用等の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 内職
		勤務地	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅外(住所:小名浜花畑町15-1 ) <input type="checkbox"/> 自宅
		通勤時間(寄り道なし)	1日当たり 行き(35)分 帰り(25)分 合計(60)分
	勤務時間(休憩含む)	固定の場合	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 時 分 ~ 時 分 1日当たりの平均勤務時間 時間 1週間当たりの合計勤務時間 時間
		変則の場合	① <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 9時00分 ~ 18時00分 ② <input type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 10時00分 ~ 19時00分 ③ <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 時 分 ~ 時 分 1日当たりの平均勤務時間 9時間 1週間当たりの合計勤務時間 45時間
	休業中の場合	<input type="checkbox"/> 産休 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> 介護休暇 <input type="checkbox"/> 育休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ※産休の場合は「妊娠・出産」、病休の場合は「疾病・障がい」、介護休暇の場合は「介護・看護」の欄も記載	
	妊娠・出産	出産予定日 年 月 日 出産後 <input type="checkbox"/> 産休 <input type="checkbox"/> 育休	
	疾病・障がい	疾病の名称	
		入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		通院	1週間に 回(1回平均 時間)
介護・看護	障がい	<input type="checkbox"/> 身障手帳( 級) <input type="checkbox"/> 精神保健手帳( 級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A・B)	
	対象者の氏名	(当該保護者との続柄: )	
	介護等の場所等	<input type="checkbox"/> 対象者の自宅(同居 <input type="checkbox"/> 別居) (別居の場合の住所: ) <input type="checkbox"/> 病院等(病院等の名称: )	
	所要時間等	年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 介護等を行う者の移動時間 1日当たり往復 分 介護等に要する1日当たりの平均時間 時間 介護等に要する1週間当たりの合計時間 時間	
求職活動等	<input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 起業準備中 前職がある場合の離職日 年 月 日		
就学	学校等の名称等	名称( ) 住所( )	
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	所要時間等	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 通学時間 1日当たり往復 分 就学時間 1日当たりの平均(休憩含む) 時間 1週間当たりの合計(休憩含む) 時間	
その他			



● 保育所等を利用している方が利用できるサービス

休日保育

保護者の就労等により、日曜日や祝日に家庭で子どもを保育することができない場合に利用できるものです。

なお、利用にあたっては定員がありますので、希望する日の利用ができないことがあります。

詳しくは次の申込先にお問い合わせください。

実施施設	施設種別	申込先
綴保育所	市立保育所	内郷・好間・三和地区保健福祉センター
いわき・さくらんぼ保育園、大倉保育園	私立保育所	各施設

● 保育所等を利用していない方が利用できるサービス

一時預かり事業

普段、保育所等を利用していない子どもに対して、保護者のパート就労等により家庭での保育が断続的（週3日程度）にできない場合や、冠婚葬祭等により緊急・一時的に家庭での保育ができない場合に利用できるものです。

なお、利用にあたっては定員がありますので、希望する日の利用ができないことがあります。

詳しくは次の申込先にお問い合わせください。

実施施設	施設種別	申込先
渚保育所	市立保育所	小名浜地区保健福祉センター
高坂保育所		内郷・好間・三和地区保健福祉センター
中央台保育園、若葉台保育園、いわき・さくらんぼ保育園、愛宕保育園、大倉保育園、さかえ保育園	私立保育所	各施設
あそびの森こども園、錦星こども園	認定こども園	

● いわきネウボラ おやC○C○窓口

妊娠中や子育て中の方など、いわき市での子育てを考えている方へ、家庭の状況に応じた施設やサービスなどを各地区保健福祉センターの「子育てコンシェルジュ」がご案内します。

地区保健福祉センター名	子育てコンシェルジュ名	連絡先
平	八代	TEL 22-7457（直通）
小名浜	原田、石田	TEL 54-2111（代表）内線5175
勿来・田人	今野	TEL 63-2111（代表）内線5360
常磐・遠野	草野	TEL 43-2111（代表）内線5575
内郷・好間・三和	山野邊	TEL 27-8691（直通）
四倉・久之浜大久	石川	TEL 32-2114（直通）
小川・川前	永井	TEL 83-1329（直通）